

2. 提出書類及び記載要領等

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等								
1	採取計画認可申請書	省令様式第1	<p>○ 登録年月日及び登録番号</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第3条による登録を受けた年月日及びその登録番号を記載する。 <p>1. 砂利採取場の区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書の（備考）欄を参照のこと。 ・事業区域の代表的地番を番地までと、その他の筆数を記載する。 ・事業区域の実測面積〔単位－平方メートル（以下「㎡」と記す。）〕を記載する。 <p>2. 採取する砂利の種類及び数量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書の（備考）を参照のこと。 ・「山砂採取」「陸砂利採取及び洗浄」「海砂利採取」等、申請の内容を明記すること。 ・数量は、今回認可申請期間内に採取する量〔単位－立方メートル（以下「㎥」と記す。）〕を記載し、洗浄だけの場合は、同認可申請期間内の取扱い予定数量〔単位－㎥〕を記載する。 ・砂利の種類は概ね次のとおりとし、選別を行わない場合は「砂及び砂利」等、合算して記載する。 <table border="1" data-bbox="772 726 1543 791"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>砂</th> <th>砂利</th> <th>玉石</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>粒経</td> <td>5mm未満</td> <td>5mm以上 100mm未満</td> <td>100mm以上 300mm未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>3. 採取の期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、山砂利（洗浄を含む。）について3年以内、陸砂利又は海砂利は1年以内とする。 <p>4. 砂利の採取の方法及び採取のための設備その他の施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書の（備考）欄を参照のこと。 ・別紙様式3－Ⅰ又は3－Ⅱを先に作成し、その概要等を記載する。 ・「別紙様式3－Ⅰ 砂利採取方法及び設備調書のとおり」又は「別紙様式3－Ⅱ 砂利洗浄方法及び設備調書のとおり」等の記載でもよい。 <p>5. 砂利の採取に伴う災害の防止のための方法及び施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書の（備考）欄を参照のこと。 ・別紙様式4－Ⅰ又は4－Ⅱ、及び別紙様式6を先に作成し、その概要等を記載する。 ・「別紙様式4－Ⅰ 災害防止施設調書（採取）及び別紙様式6 跡地整理計画書のとおり」等の記載でもよい。 <p>6. 採取をした砂利の水切りの方法及びその設備その他の施設に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本申請書の（備考）欄を参照のこと。 ・別紙様式5を先に作成し、その概要等を記載する。 ・「別紙様式5 砂利運搬方法書のとおり」等の記載でもよい。 	種類	砂	砂利	玉石	粒経	5mm未満	5mm以上 100mm未満	100mm以上 300mm未満
種類	砂	砂利	玉石								
粒経	5mm未満	5mm以上 100mm未満	100mm以上 300mm未満								

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等																				
2	目次	様式見本のとおり	<p>[様式見本]</p> <p style="text-align: center;">2. 目次 No.</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>書類</th> <th>様式・縮尺</th> <th>図面番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6</td> <td>土地登記簿謄本 (63部)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>砂利採取場実測・計画横断面図 (a～d)</td> <td>1/1,000</td> <td>17-1</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>同上 (e～h)</td> <td>1/1,000</td> <td>17-2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">作成責任者 所属氏名</td> <td>電話番号</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">(A4判 縦使用とする。)</p> <p>(1) 番号は、本記載要領の番号とし、添付しない書類がある場合は、欠番として取り扱うこと。</p> <p>(2) 書類名は、本記載要領の名称、又は都の指示した名称を用いること。</p> <p>(3) 「6. 土地登記簿謄本」「7. 土地使用契約書(写)」「29. 埋戻用土砂搬入契約書等(写)」及び「36. その他」については、書類名欄に提出部数をかっこ書きすること。</p> <p>(4) 兼用図面の記載方法は、全般的事項の〔例〕による。</p> <p>(5) 最終欄に記載する作成責任者は、作図者ではなく、申請内容について明確に回答できる人とする。</p>	番号	書類	様式・縮尺	図面番号	6	土地登記簿謄本 (63部)			13	砂利採取場実測・計画横断面図 (a～d)	1/1,000	17-1	13	同上 (e～h)	1/1,000	17-2	作成責任者 所属氏名		電話番号	
番号	書類	様式・縮尺	図面番号																				
6	土地登記簿謄本 (63部)																						
13	砂利採取場実測・計画横断面図 (a～d)	1/1,000	17-1																				
13	同上 (e～h)	1/1,000	17-2																				
作成責任者 所属氏名		電話番号																					
3	砂利採取業者登録通知書(写)		<p>(1) 法第3条の規定により都知事が発行した砂利採取業者登録通知書の写しを提出する。</p> <p>(2) 申請者が法人の場合は、会社の履歴事項全部証明書(発行日から3ヵ月以内のもの)を一通、申請書正本の通知書に添付すること。</p>																				
4	砂利採取場管理事務所及び業務主任者の監督計画書	別紙様式1	<p>1. 砂利採取場を管理する事務所の名称及び所在地</p> <ul style="list-style-type: none"> 代表者職氏名欄には、その事務所の責任者名を記載する。 〔例・ 所長(専務取締役) 山 川 一 郎〕 <p>2. 業務主任者</p> <ul style="list-style-type: none"> 担当区分欄には、業務主任者が複数の場合に、総括責任者、A区域担当、プラント担当等、その事務所で定めた責任区分を記載する。 <p>(砂利採取に係る委託・請負がある場合は、契約書の写し及び管理運用が分かる系統図を添付すること。)</p>																				

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等																
			<p>3. 業務主任者の監督計画</p> <p>(1) 従業員に対する災害防止指導計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすく箇条書きにすること。 ・災害防止に係る指導要領等が定まっている場合には、その写しを添付すること。 <p>(2) 災害が発生し、又は災害が発生する恐れが生じた場合の対策及び措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における社内の命令系統及び関係機関への連絡体制を、担当者の氏名を明記したフローチャート式で記載するほか、会社独自の規定等がある場合は、その概要を記載する。 																
5	使用土地目録	別紙様式2	<p>(1) 事業区域内の全部の土地について、公簿面積と実測面積を用途的に記載し、用途ごとに実測面積の小計を出すこと。</p> <p>(2) 事業区域内の公有財産（道路、水路等）も必ず記載し、備考欄に払下げ等にかかる事務処理の常用を記載する。</p> <p>(3) 保安林等に指定されている箇所がある場合は、備考覧にその旨を明記すること。</p>																
6	土地登記簿謄本		<p>(1) 「5. 使用土地目録」に記載された土地の全部について提出すること。（申請日の3ヶ月以内に発行のもの。）</p> <p>(2) 申請書正本には謄本を添付し、副本には写しでもよい。</p>																
7	土地使用契約書等（写）		<p>(1) 「5. 使用土地目録」に記載された土地のうち、申請者の所有する以外の土地のすべてについて、賃貸契約、同意書等、砂利採取事業等に使用できる根拠を示す書類の写を提出する。ただし、賃借権などが登記されている場合は、提出しないことができる。</p> <p>(2) 抵当権等、他の権利が登記されている場合は、その権利者の同意書又はその権利者との契約書等の写を提出すること。</p>																
8	公図（写）	原則 1/3,000 以上	<p>(1) 事業区域及び隣接土地の全部について、地番、地目、地積、所有者を記載したもの。</p> <p>(2) 明示例</p> <table border="1" data-bbox="795 1165 1915 1321"> <tr> <td>事業区域の境界</td> <td>----- (赤色)</td> <td>公図に明示された水路</td> <td>水色着色</td> </tr> <tr> <td>開発区域の境界</td> <td>————— (緑色)</td> <td>都 県 界</td> <td>—<・>—<・>—</td> </tr> <tr> <td>採取区域の境界</td> <td>————— (赤色)</td> <td>市 町 村 界</td> <td>-----</td> </tr> <tr> <td>公図に明示された道路</td> <td>茶 色 着 色</td> <td>町（大字）又は字界</td> <td>· · · · · ·</td> </tr> </table>	事業区域の境界	----- (赤色)	公図に明示された水路	水色着色	開発区域の境界	————— (緑色)	都 県 界	—<・>—<・>—	採取区域の境界	————— (赤色)	市 町 村 界	-----	公図に明示された道路	茶 色 着 色	町（大字）又は字界	· · · · · ·
事業区域の境界	----- (赤色)	公図に明示された水路	水色着色																
開発区域の境界	————— (緑色)	都 県 界	—<・>—<・>—																
採取区域の境界	————— (赤色)	市 町 村 界	-----																
公図に明示された道路	茶 色 着 色	町（大字）又は字界	· · · · · ·																

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等																				
9	砂利採取場位置図 (砂利洗浄場位置図)	1 / 25,000 又は 1 / 50,000 の 地形図	(1) 明示例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>事業区域の全体</td> <td>赤色着色</td> </tr> </table>	事業区域の全体	赤色着色																		
事業区域の全体	赤色着色																						
10	砂利採取場周辺見取図 (砂利洗浄場周辺見取図)	1 / 10,000以上の 地形図	(1) 事業区域の境界から300mの距離線を記入し、その範囲内を詳細に調査し、下記により表示する。 (2) 明示例 (300m以内) <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>事業区域の境界</td> <td>----- (赤色)</td> <td>一般民家</td> <td></td> </tr> <tr> <td>距離線</td> <td>————— (橙色)</td> <td>福祉施設及公共施設等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>残留緑地</td> <td>緑色着色</td> <td>鉄道</td> <td>赤色着色</td> </tr> <tr> <td>市町村界</td> <td>-----</td> <td>道路</td> <td>茶色着色</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>河川</td> <td>水色着色</td> </tr> </table> (3) 上記のほか、国、都県、市町村指定の旧蹟、史跡、文化財等、及び著名な神社、仏閣、景勝、名木等についても、調査のうえ明記すること。	事業区域の境界	----- (赤色)	一般民家		距離線	————— (橙色)	福祉施設及公共施設等		残留緑地	緑色着色	鉄道	赤色着色	市町村界	-----	道路	茶色着色			河川	水色着色
事業区域の境界	----- (赤色)	一般民家																					
距離線	————— (橙色)	福祉施設及公共施設等																					
残留緑地	緑色着色	鉄道	赤色着色																				
市町村界	-----	道路	茶色着色																				
		河川	水色着色																				
11	砂利採取場実測・計画平面図 (砂利洗浄場実測平面図) (正本には、1/1000以上を1部に 加え、計画平面図はA3程度の縮 小を1部、添付すること)	1 / 1,000以上の 地形図	(1) 事業区域全体の实測平面図を作成し、その図上に計画線を記入し、実測平面図が読める程度に計画内容を色塗りすること。 (2) 各計画犬走り (ベンチ)、グラウンド等には、必ず計画高 (標高) を () 書きで記載する。 (3) 池は、調整池、沈澱池等の名称と、計画水面高 (標高) を () 書きで記載する。 (4) 測量年月日、測量者資格氏名を明記すること。 (5) 事業区域が特に広大な場合は、都の承認のうえで、縮尺を変更することができる。 (6) 実測に使用した基準点の位置、座標、標高を記載する。 (7) 明示例 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>事業区域の境界</td> <td>----- (赤色)</td> <td>縦断線</td> <td>A ————— A'</td> </tr> <tr> <td>採取区域の境界</td> <td>————— (赤色)</td> <td>横断線</td> <td>a ————— a'</td> </tr> <tr> <td>残留緑地</td> <td>薄緑色着色</td> <td>採取鉱量計算線</td> <td>No.1 ————— No.1'</td> </tr> <tr> <td>保安距離</td> <td>紫色着色</td> <td>グラウンド等平面</td> <td>黄色着色</td> </tr> </table>	事業区域の境界	----- (赤色)	縦断線	A ————— A'	採取区域の境界	————— (赤色)	横断線	a ————— a'	残留緑地	薄緑色着色	採取鉱量計算線	No.1 ————— No.1'	保安距離	紫色着色	グラウンド等平面	黄色着色				
事業区域の境界	----- (赤色)	縦断線	A ————— A'																				
採取区域の境界	————— (赤色)	横断線	a ————— a'																				
残留緑地	薄緑色着色	採取鉱量計算線	No.1 ————— No.1'																				
保安距離	紫色着色	グラウンド等平面	黄色着色																				

番号	書類名	様式・縮尺等	記 載 要 領 等																												
			<table border="1"> <tr> <td>道路（重機道を含む）</td> <td>茶 色 着 色</td> <td>製 品 の 堆 積 場</td> <td>桃 色 着 色</td> </tr> <tr> <td>河 川 、 水 路</td> <td>水 色 着 色</td> <td>埋 戻、 廃 土 石 一 時 堆 積</td> <td>こげ茶色 着 色</td> </tr> <tr> <td>植 栽 計 画 緑 地</td> <td>黄 緑 色 着 色</td> <td>調 整 池、 沈 澱 池 等</td> <td>水 色 着 色</td> </tr> <tr> <td>植 栽 済 緑 地</td> <td>濃 緑 色 着 色</td> <td>暗 渠、 地 下 排 水 管 等</td> <td>----- (青色)</td> </tr> <tr> <td>未 伐 採 林</td> <td>緑 色 の 斜 線</td> <td>土 留、 編 柵 等、 工 作 物</td> <td>朱 色 着 色</td> </tr> <tr> <td>ベ ン チ 犬 走</td> <td>黄 色 着 色</td> <td>プ ラ ン ト、 事 務 所</td> <td>赤 色 着 色</td> </tr> <tr> <td>ベ ン チ 法 面</td> <td>橙 色 着 色</td> <td>市 町 村 界</td> <td>-----</td> </tr> </table>	道路（重機道を含む）	茶 色 着 色	製 品 の 堆 積 場	桃 色 着 色	河 川 、 水 路	水 色 着 色	埋 戻、 廃 土 石 一 時 堆 積	こげ茶色 着 色	植 栽 計 画 緑 地	黄 緑 色 着 色	調 整 池、 沈 澱 池 等	水 色 着 色	植 栽 済 緑 地	濃 緑 色 着 色	暗 渠、 地 下 排 水 管 等	----- (青色)	未 伐 採 林	緑 色 の 斜 線	土 留、 編 柵 等、 工 作 物	朱 色 着 色	ベ ン チ 犬 走	黄 色 着 色	プ ラ ン ト、 事 務 所	赤 色 着 色	ベ ン チ 法 面	橙 色 着 色	市 町 村 界	-----
道路（重機道を含む）	茶 色 着 色	製 品 の 堆 積 場	桃 色 着 色																												
河 川 、 水 路	水 色 着 色	埋 戻、 廃 土 石 一 時 堆 積	こげ茶色 着 色																												
植 栽 計 画 緑 地	黄 緑 色 着 色	調 整 池、 沈 澱 池 等	水 色 着 色																												
植 栽 済 緑 地	濃 緑 色 着 色	暗 渠、 地 下 排 水 管 等	----- (青色)																												
未 伐 採 林	緑 色 の 斜 線	土 留、 編 柵 等、 工 作 物	朱 色 着 色																												
ベ ン チ 犬 走	黄 色 着 色	プ ラ ン ト、 事 務 所	赤 色 着 色																												
ベ ン チ 法 面	橙 色 着 色	市 町 村 界	-----																												
12	砂利採取場実測・計画縦断面図 （砂利洗浄場実測縦断面図）	平 面 図 と 同 じ	<p>(1) 縦断面図並びに横断面図は、事業区域の全体的な地形が把握できるよう配慮して作成すること。</p> <p>(2) 縦・横断線は地形変更点を考慮して100mごとを原則とするが、線の決定は都の指示、承認によること。</p>																												
13	砂利採取場実測・計画横断面図 （砂利洗浄場実測横断面図）	平 面 図 と 同 じ	<p>(3) 縦・横断面図は、事業区域、残留緑地、保安区域、道路（重機道を含む）、河川等を明示するほか、都の指示により事業区域外で事業区域に近い河川、道路等までを含めて作成すること。</p> <p>(4) 縦・横断面図には、現況線、最終掘削計画線、最終埋戻計画線及び今回申請の掘削線、埋戻線を記載する。</p> <p>(5) 明示例</p> <table border="1"> <tr> <td>採取線（今回申請分）</td> <td>————— (赤色)</td> <td>最終採取計画線</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>埋戻し線（今回申請分）</td> <td>————— (こげ茶色)</td> <td>最終埋戻し計画線</td> <td>————— (茶色)</td> </tr> </table>	採取線（今回申請分）	————— (赤色)	最終採取計画線	埋戻し線（今回申請分）	————— (こげ茶色)	最終埋戻し計画線	————— (茶色)																				
採取線（今回申請分）	————— (赤色)	最終採取計画線																												
埋戻し線（今回申請分）	————— (こげ茶色)	最終埋戻し計画線	————— (茶色)																												
14	採 取 量 計 算 図	1 / 1,000 以上の 縦・横断面図	<p>(1) 今回申請の採取区域について作成し、採取区域の地形を考慮して、20mごとに測線を設定すること。</p> <p>(2) 横断積の計測は三斜法又は台形計算を原則とするが、プランメーター及びCADの使用も可とする。 ・三斜法又は台形計算を用いる場合は、図面に計算線を入れること。</p>																												

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等																																
			<p>・プランメーターを用いる場合は、同一断面について3回以上計測し、異常値を除外し平均値を採るものとする。また、スケールとして5センチメートルの方形を図面右下（各葉毎）に記載し、図面縮尺に応じた面積値（※）を表示すること。</p> <p>（※） 面積値 例えば1/1,000の場合は2,500㎡となる。</p> <p>判明している場合は、表土、砂利層を区別して記載する。その場合は、表土、砂利の量を別に計算すること。</p> <p>(3) 明示例</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">採取線（今回申請分）</td> <td style="text-align: center;">—————（赤色）</td> <td style="text-align: center;">現況線</td> <td style="text-align: center;">—————</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">表土層</td> <td style="text-align: center;">—————（茶色）</td> <td style="text-align: center;">最終採取計画線</td> <td style="text-align: center;">.....</td> </tr> </table> <p>(4) 計算書を添付すること。</p> <p>(5) 「12. 砂利採取場実測・計画縦断面図」又は「13. 砂利採取場実測・計画横断面図」と兼用することができる。</p>	採取線（今回申請分）	—————（赤色）	現況線	—————	表土層	—————（茶色）	最終採取計画線																								
採取線（今回申請分）	—————（赤色）	現況線	—————																																
表土層	—————（茶色）	最終採取計画線																																
15	採取計画工程表	様式見本のとおり	<p>(1) 申請期間中の事業計画を、下記〔様式見本〕の例により作成する。</p> <p>(2) 作業種別は、立木伐採、重機道建設、調整池建設、沈澱池建設、表土除去、表土搬出、埋戻し、砂利搬出、プラント移設、洗車施設改修、台貫修理、沈澱池しゅんせつ、編柵工事、土留工事、廃土石一時堆積、植栽等具体的に区分すること。</p> <p>〔様式見本〕</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>作業種別</th> <th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th><th>月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>立木伐採</td> <td style="background-color: black;"></td><td style="background-color: black;"></td><td style="background-color: black;"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </tbody> </table>	作業種別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	立木伐採															
作業種別	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月																				
立木伐採																																			
16	砂利採取方法及び設備調書	別紙様式3-1	<p>1. 採取の方法及び手段</p> <p>(1) 採取の区別及び手段の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する事項に○印をつける。 <p>(2) 採取場の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取場の面積の欄は、事業区域の実測面積を記載する。 ・採取（切土）する面積欄は、今回の申請において土地の区画形質を変更する採取区域の実測面積を記載する。 ・採取（切土）する深さ（高さ）欄は、今回の申請において採取する計画の最低面と残存する地山との高低差等を記載する。 ・保安距離欄は、保安距離の最小幅を記載する。 																																

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等								
			<p>(3) 作業期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・期間欄は、「通年」、又は冬季、夏季で作業時間が違う場合は「〇月～〇月」等と記入し、その作業時間を記載する。 ・休業日等欄は、「日曜日休み」「日曜・祭日休み」等と具体的に記載する。 <p>(4) 従業員数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員とは、正社員及び正社員と同程度の勤務形態の者とする。 <p>(5) 採取用機械</p> <p>〔記載例〕</p> <table border="1" data-bbox="891 518 1500 646"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>形 式</th> <th>性 能</th> <th>台数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タイヤショベル</td> <td>コマツ 545</td> <td>バケット 3.5m³ 240 P S</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6) 採取量等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取可能数量は、現在の計画（「東京における自然の保護と回復に関する条例」（平成12年条例第216号。以下「自然保護条例」という。）の開発許可等）における総採取可能量であり、今回認可申請分も含めて記載する。 ・採取期間は、上記と同様に今回認可申請分も含めて記載する。 <p>(7) 海砂等採取船舶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当する事項に○印をつける。 ・備船の場合は、備船契約書の写しを「33. その他」の項の中で提出すること。 <p>2. 破碎選別の方法及び設備</p> <p>(1) 工場施設の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラントの有無欄は、破碎、選別及び洗浄の機械設備が、事業区域内にある場合は有に○印をつけ、事業区域内にない場合は無に○印をつける。 ・プラントの内容欄は、破碎、選別、洗浄の該当する前に○印を付ける。 <p>(2) 操業時間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1－(3) 作業時間の例による。 <p>(3) 機械設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・用途欄は、一時破碎、選別等、機械の用途を記載し、他の欄は1－(5)に準じて記載する。 	名 称	形 式	性 能	台数	タイヤショベル	コマツ 545	バケット 3.5m ³ 240 P S	1
名 称	形 式	性 能	台数								
タイヤショベル	コマツ 545	バケット 3.5m ³ 240 P S	1								

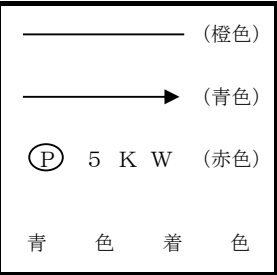
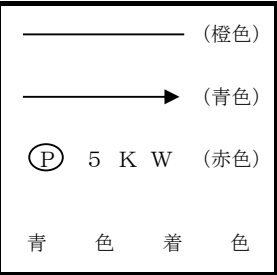
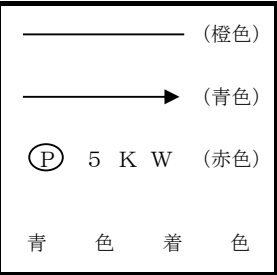
番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			<p>(4) 海砂等の脱塩の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機械的洗浄、自然脱塩等の別、並びに機械設備の概要、又は自然脱塩等の場合は、その方法（堆積の方法、堆積の期間等）を具体的に記載する。 <p>3. 場内における運搬設備</p> <p>(1) 工場内における運搬設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2-(3)に準じて記載する。 <p>(2) 海砂等の陸地までの運搬方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船舶、パイプライン等の別、並びに船舶の名称、トン数等の概要、又はパイプ施設の概要等を具体的に記載する。 <p>4. 製品の場内堆積</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に堆積してあるもの、及び今回認可申請期間内に堆積を計画しているものについて記載する。 ・平面図の記号等欄の記号等は、計画たい積の部分には（ ）をつける等、既設と計画を判別できるようにすること。 <p>5. 製品の種別及び主たる納入先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生産される製品のすべてを記載し、主たる納入先の名称、所在地（市町村名まで）を記載する。 ・買付による販売も行っている場合は「納入」と「買付」の平均的な割合〔%〕と、買付けの会社名等を記載する。
17	砂利洗浄方法及び設備調書	別紙様式3-II	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄施設がある場合に提出すること。 ・別紙様式第3-Iに準じて記載すること。 <p>3. 主たる原石の購入先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原石の購入先の名称、及び所在地（市町村名まで）を記載する。
18	事業区域求積図	1 / 1,000 以上	<p>(1) 計算線及び数値を記入し、計算書を添付すること。</p> <p>(2) 自然保護条例の開発許可を受けた区域と認可申請の事業区域が同一の場合は、提出を省略することができる。</p>
19	採取区域求積図	1 / 1,000 以上	<p>(1) 今回認可申請期間中に採掘等により土地の形質を変更する区域の求積図である。</p> <p>(2) 計算線及び数値を記入し、計算書を添付すること。</p>
20	採掘規格図	1 / 1,000 以上	<p>(1) 最終残壁は、原則として切土により生ずる斜面（法面）の勾配35度以下、垂直高5mごとに幅3m以上の小段を設置すること。ただし、最終残壁が長大になる場合、又は土質の状態等により、適当な段数ごとに幅5m又は幅10m以上の小段を設置させることがある。なお、採取中のベンチ（板ベンチ）もこれに準ずる。</p>

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			(2) 残壁の角度、小段（犬走り）の幅、及び表土、砂利層等の地質を図示すること。
21	災害防止施設調書（採取）	別紙様式 4 - I	<p>1. 砂利採取場における人身事故等の危険防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・命綱、手すり等の使用状況、及び管理方法を記載する。 ・重機道の勾配、巾、及び作業場所の広さ等、重機が安全作業についての計画を記載する。 ・作業中の見張り、合図の方法、並びに事務所と作業現場との連絡方法等についても記載する。 <p>2. 採取（切土）時の土地の崩壊等の防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・切羽周辺の点検の方法を具体的に記載すること。 <p>3. 採取、選別に伴う騒音、振動、粉じん等の防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取現場、原石移動、製品積込場及び工場施設等から発生する騒音、振動、粉じん等に対する具体的な防止方法を記載すること。 <p>4. 地下水脈等の調査並びに付近への影響の防止方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取により発生を予測される地下水脈、河川等への影響の具体的な調査方法、及び影響があると思われる場合の防止対策を記載する。 <p>5. 場内水の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内水とは、切羽、重機道、工場施設敷地、製品置場等からの汚濁水及び残留緑地等からの流入水などをさす。 <p>(1) 雨水及び湧水等の処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山腹水路、迂回水路等による汚濁防止方法とその施設の概要を記載する。なお、構造、位置等については「24. 水処理説明図」に記載すること。 <p>(2) 洪水調整池及び沈澱池</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務区域内のすべての池を記載し、池には番号、記号を付け、「24. 水処理説明図」に表示しておくこと。 ・区分・名称欄は、調整池、沈澱池等の区分を記載する。 ・築堤式の場合等は、構造図〔22-2〕を提出させることがある。 <p>(3) 放流許可等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・洪水調整池、沈澱池からの放流に伴う許可の内容について、許可口径等、その概要を記載する。 ・水質管理のための日常点検及び定期検査等について、その方法、期間、実施者名等を記載する。 <p>6. 廃土石の処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃土石とは、表土等の土石であり、汚泥を含まない。

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			<p>(1) 発生廃土・廃石量概算 ・今回認可申請に係る発生量とする。</p> <p>(2) 廃土、廃石の処理方法 ・前項の発生廃土・廃石の処理計画を記載する。</p> <p>(3) 場内堆積（一時堆積）の概要及び方法 ・法面保護の概要欄は、シート張り、芝種子吹付け等の方法と、その規模、実施時期等について記載する。 ・災害防止施設の概要欄は、土留、暗きょ排水等の方法と、その規模、実施時期等について記載する。</p> <p>(4) 一時堆積の処理計画 ・一時堆積をしておく目的、及びその一時堆積を処理する方法、時期等具体的に記載する。</p> <p>(5) 場内埋戻しの概要及び方法 ・災害防止対策の概要欄は、人及び運搬車両の転落防止対策、不法投棄の防止対策等を記載する。</p> <p>(6) 場外搬出先 ・廃土、廃石を事業区域外に搬出して処理する場合に記載し、「〇〇町の自社所有地の埋め立て」、「〇市〇丁目の△△氏所有地の盛土工事」等の処理方法と、それにより処理できる量〔m³〕を記載する。</p> <p>7. その他災害防止のための方法及び施設 ・前各項に記載できなかった事項について、例えば ・事業区域内への立入防止柵、及び看板 ・洪水調整池、沈澱池周囲の防護柵 ・洪水調整池、沈澱池を浚渫した汚泥の処理 ・夜間、休日等の管理体制など、予想される災害、事故の防止対策を記載する。</p>
22	災害防止施設調書（洗浄）	別紙様式4-I	<p>・洗浄施設がある場合に提出すること。 ・別紙様式第4-Iに準じて記載すること。</p> <p>1. 汚濁水の流出防止の方法及び水質管理</p> <p>(1) 洗浄水等の取水 ・洗浄水とは、砂利等洗浄水（以下「洗浄水」という。）のほか、原石及び製品への散水、洗車施設への給水、場内及び道路への散水等に使用する水等をいう。 ・許認可欄は、河川水取水については、河川名、許可水量（又は口径）、許可年月日、許可番号、及び許可期限等を、地下水汲み上げについては、届出等に係る事項を記載する。 ・（その他）欄は、場内雨水等、特別な水源を利用する場合に記載する。</p>

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			<ul style="list-style-type: none"> ・貯水タンク等の欄は、洗浄水等を循環使用する場合の、貯水タンク、工場用水池等の名称及び容量を記載する。 <p>(2) 汚濁水の処理</p> <p>ア. 発生量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発生水量は、場内から発生する汚濁水の平均的な量を記載し、循環使用している場合は発生延総数量を記載する。 ・洗浄水とは、砂利等を洗浄することによって発生する汚濁水とする。 ・その他は、破碎・選別施設の敷地、製品置場、洗車施設、採取切羽及び重機道等から発生する汚濁水（場内汚濁水）とする。 <p>イ. 処理方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項の汚濁水の処理方法を記載する。 ・処理区分欄は、「洗浄水」「洗浄水及び洗車施設」等処理している汚濁水の区分を記載する。 ・場内全般から発生する汚濁水を一元的に処理している場合は、「洗浄水・場内水」等と記載する。 ・設備の概要欄は、「○○㎡と○○㎡の二槽式沈殿池」「○○㎡のシックナー」等具体的に記載する。 ・排水区分欄は、該当事項に○印をつける。 ・沈殿池については、その構造図を提出させることがある。 <p>ウ. 放流水</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沈殿池又はシックナーから河川等に放流される水の量及び水質検査値を記入する。 ・申請時にはまだ施設がなく許可後に設置する計画の場合、又は改良計画のある場合は、設計能力を記入する。 <p>エ. 放流許可等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川放流に係る放流許可等の内容を記入する。 <p>2. 汚泥等の処理</p> <p>(1) 発生量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1日平均m³を記載する。 <p>(2) 汚泥の乾燥方法及び施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内汚濁水、沈殿池浚渫、砂利洗浄等から発生する汚泥を処理する方法及びその施設の概要等を記入する。 <p>(3) 汚泥の場内堆積方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備・構造・堆積方法欄は、コンクリート土間等、堆積の施設を記載する。 ・容積欄は、安全に貯留、堆積できる容量とする。 <p>(4) 流出防止の施設等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プレス機、洗浄施設の破損等の場合に対する場外流出防止施設等の概要を記載する。

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等																								
			<p>(5) 最終処分計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業区域内で処分する計画も含めて記載すること。この場合は、処分施設の所在・名称欄は、「事業区域内埋戻し」等と記入する。 ・場外の処分施設は、その処分方法、施設の名称、及び所在地の代表地番まで記入すること。 																								
23	廃土・廃石堆積 (埋戻)設計図	1 / 1,000 以上	<p>(1) 事業区域内に、表土等の廃土石（汚泥を除く。以下同じ。）を、堆積、一時堆積、及び埋戻しをする場合に提出する。</p> <p>(2) 作成する図面は次の例による。</p> <p>ア. 平面図 …… 「11. 砂利採取場実測・計画平面図」に、堆積及び埋戻し等の位置を記載し、縦又は横断線が示されている場合は、省略できる。）</p> <p>イ. 縦又は横断面図 …… 「14. 採取量計算図」に準じ、これまでの堆積量、今回申請の堆積量、及び最終堆積予定量を明記し、堆積量計算のための計算線（台形計算も可）を入れること。堆積量計算書を添付すること。</p> <p>ウ. その他 …… 特に指示されたもの。</p> <p>(3) 堆積（一時堆積）は、その工法により、概ね下記の表の勾配を基準とする。</p> <table border="1" data-bbox="795 738 1637 805"> <tr> <th>工法</th> <th>投下堆積法</th> <th>撒き出し堆積法</th> <th>水平層状堆積法</th> </tr> <tr> <td>最大法面傾斜</td> <td>20度</td> <td>25度</td> <td>30度</td> </tr> </table> <p>(4) 法面の保護は、芝種子吹付け、シート張り等の方法とその実施時期等を記載する。</p> <p>(5) 明示例</p> <table border="1" data-bbox="795 959 1912 1211"> <tr> <td>地山</td> <td>————— (茶色)</td> <td>堆積済廃土石等</td> <td>————— (橙色)</td> </tr> <tr> <td>最終堆積計画線</td> <td>……………</td> <td>今回堆積予定計画線</td> <td>————— (赤色)</td> </tr> <tr> <td>排水路等の開きよ</td> <td>青色着色</td> <td>構造物</td> <td>朱色着色</td> </tr> <tr> <td>水抜管等の暗きよ</td> <td>水色着色</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	工法	投下堆積法	撒き出し堆積法	水平層状堆積法	最大法面傾斜	20度	25度	30度	地山	————— (茶色)	堆積済廃土石等	————— (橙色)	最終堆積計画線	……………	今回堆積予定計画線	————— (赤色)	排水路等の開きよ	青色着色	構造物	朱色着色	水抜管等の暗きよ	水色着色		
工法	投下堆積法	撒き出し堆積法	水平層状堆積法																								
最大法面傾斜	20度	25度	30度																								
地山	————— (茶色)	堆積済廃土石等	————— (橙色)																								
最終堆積計画線	……………	今回堆積予定計画線	————— (赤色)																								
排水路等の開きよ	青色着色	構造物	朱色着色																								
水抜管等の暗きよ	水色着色																										
24	水処理説明図	平面図と同じ	<p>(1) 事業区域内から発生する雨水、湧水、洗浄水、及び場内水など全ての水の処理等が判断できるように作成する。</p> <p>(2) 洪水調整池、沈澱池は、番号、記号、及び容量（単位m³）を、シックナー等汚濁水処理施設は名称を、揚・排水ポンプ等は、その能力を、排水溝、排水管については寸法を、河川放流については口径等を記載する。</p>																								

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等															
			<p>(3) 明示例</p> <table border="1" data-bbox="775 256 1890 531"> <tr> <td data-bbox="775 256 1055 531">事業区域・開発区域・採取区域の境界、河川、池、暗きよ、排水管、ベンチ、法面、工場施設等汚濁水処理施設</td> <td data-bbox="1055 256 1339 531">平面図のとおり 桃色着色</td> <td data-bbox="1339 256 1615 531">集水区域区分 雨水の流出方向 場・排水ポンプ 山腹・迂回水路</td> <td data-bbox="1615 256 1890 531">  (橙色) (青色) (赤色) 5KW (青色) </td> </tr> </table>	事業区域・開発区域・採取区域の境界、河川、池、暗きよ、排水管、ベンチ、法面、工場施設等汚濁水処理施設	平面図のとおり 桃色着色	集水区域区分 雨水の流出方向 場・排水ポンプ 山腹・迂回水路	 (橙色) (青色) (赤色) 5KW (青色)											
事業区域・開発区域・採取区域の境界、河川、池、暗きよ、排水管、ベンチ、法面、工場施設等汚濁水処理施設	平面図のとおり 桃色着色	集水区域区分 雨水の流出方向 場・排水ポンプ 山腹・迂回水路	 (橙色) (青色) (赤色) 5KW (青色)															
25	砂利運搬方法書別紙様式5		<p>・砂利採取場から製品・原石を搬出すること又は、洗浄場に原石を搬入し、搬出することに係る事項について記載する。</p> <p>1. 砂利の搬出・搬入方法</p> <p>(1) 運搬車輛（1日平均）</p> <p>〔洗浄の場合の記載例〕</p> <table border="1" data-bbox="1025 703 1753 842"> <tr> <td></td> <td>自家用</td> <td>借上</td> <td></td> <td>計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>⊕ 10台</td> <td>⊕ 10台</td> <td></td> <td>⊕ 10台</td> </tr> <tr> <td>トン車</td> <td>⊖ 5台</td> <td>⊖ 5台</td> <td></td> <td>⊖ 5台</td> </tr> </table> <p>(2) 運行時間等</p> <p>・運行時間は、下記〔例〕のように明確に記載すること。</p> <p>〔例〕 月曜日～土曜日 時 分 ～ 時 分 ただし、日曜日・祝祭日は搬出・搬入しない。 また、学童登校時（ 時 分 ～ 時 分）及び 下校時（ 時 分 ～ 時 分）は運行しない。</p> <p>(3) 計量の方法及等</p> <p>・出荷計量にかかる計量器の種類、最大秤量等と、出荷伝票の作成方法（自動印字式等）について記載する。</p> <p>2. 砂利の水切りの方法及び施設</p> <p>・砂利の搬出に伴う水たれ防止のための方法、施設等について具体的に記載する。</p> <p>3. 運搬に伴う交通事故等の防止方法</p> <p>(1) 過積載、粉じん発生、無謀運転の防止方法</p> <p>・買付け車に対する指導の方法、住民からの通報、苦情などに対する社内の対応方法等について記載する。</p> <p>・洗車施設の概要及び管理方法等についても記載する。</p>		自家用	借上		計		⊕ 10台	⊕ 10台		⊕ 10台	トン車	⊖ 5台	⊖ 5台		⊖ 5台
	自家用	借上		計														
	⊕ 10台	⊕ 10台		⊕ 10台														
トン車	⊖ 5台	⊖ 5台		⊖ 5台														

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			<p>(2) 運転者の教育方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者講習会等のほか、積込みオペレーター、計量担当者の教育方法についても記載すること。 <p>(3) 道路の清掃、補修、交通安全施設整備等の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定例清掃日、自主パトロール等の方策を具体的に記載する。 ・同一道路、同一地区内を主な運搬経路としている複数の会社（砂利採取法適用外の会社を含む。）で、道路清掃に係る分担協定等をしている場合は、その概要を記載し、文書の写を提出すること。 <p>4. 運行に係る地元住民等との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村、自治会等と車輛の運行等に係る協定等がある場合は、その概要を記載する。
26	砂利等運搬経路図	1 / 25,000 又は 1 / 50,000 の 地形図	<p>(1) 「9. 砂利採取場位置図」又は「10. 砂利採取場周辺見取図」と兼用することができる。</p> <p>(2) 砂利採取場又は洗浄施設から、国道、主な都道に至るまでの経路を→（赤色）で表示すること。</p> <p>(3) 「洗浄」に係る原石を外部から搬入する経路は、→（青色）で表示すること。</p> <p>(4) 砂利採取場跡地又は洗浄施設跡地の埋戻し用土砂を外部から搬入する場合は、→（緑色）で表示すること。</p>
27	跡地整理計画書	別紙様式 6	<p>・現に「自然保護条例」第47条により許可されている開発計画の終了時、又は認可申請をする事業区域での事業終了時における跡地整理計画と、その後の管理計画等について記載する。</p> <p>1. 事業終了の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「自然保護条例」第47条の開発許可を受けている場合は、採取終了、植栽終了の時期を記載する。 ・砂利洗浄事業については、申請者の事業に対する将来計画、方針等を記載する。 ・砂利採取・洗浄の事業に関して地元住民等と「申し合せ事業」等があれば、その概要も記載する。 <p>2. 工場施設等の撤去計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前項の方針による撤去、転用等の計画と、その計画についての関係機関との協議の状況等について記載する。 <p>3. 事業終了後の土地利用計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・砂利採取・洗浄事業終了後の土地利用に関する計画を記載する。 ・「自然保護条例」の開発許可を受けている場合はその計画、又はその後更に明確になった場合はその計画を記載する。 ・跡地の形状などについて、地権者等と特別な合意をしている場合、又は地権者の意向等がある場合は、その概要を記載する。 ・関係市町村等と協議している場合は、その状況及び市町村等の意向なども記載する。

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
			<p>4. 埋戻し計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採取場跡地及びプラント跡地等が凹地となり、埋戻しが必要となる場合等に記載する。 ・埋戻し計画等が明確になった時点では、更に詳しい「埋戻し計画書」等を提出させることがある。 <p>(1) 整理計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕上がり計画地盤高、地盤の形状等、整地計画の概要を記載する。 <p>(2) 埋戻し用土砂の必要量</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋戻し設計図との整合性を確認すること。 <p>(3) 埋戻し用土砂の確保状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自社発生廃土石を使用する計画の場合は、所在地欄に「自社内一時堆積」等と記入する。 ・一時堆積設計図等との整合性を確認すること。 <p>(4) 埋戻し用土砂の搬入計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋戻し用土砂を外部から搬入する計画がある場合に、「25. 砂利運搬方法書」に準じて記載すること。 ・公道、又は主たる都道からの搬入経路を「26. 砂利等搬出経路図」に→（緑色）で表示すること。 <p>5. 災害防止施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業終了の時期において施行する施設、例えば立入防止柵、落石防止柵、土留柵、排水施設、洪水調整池等の概要、設置時期等の計画を記載する。 <p>6. 緑化計画等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グラウンド・犬走り等への客土、植栽樹種、本数、植栽時期等、並びに法面への種子吹付けの種類・時期等の概要を記載する。 <p>7. 災害防止監視体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震、降雨などにより、土地の亀裂・陥没等が発生する恐れがある場合の監視体制のほか、定期的な点検計画を記載すること。
28	跡地整理計画図	平面図と同じ	<p>(1) 「27. 跡地整理計画書」を図示したもので、植栽の計画区域、災害防止施設等の計画をも記載した事業区域全体の整理計画図である。</p> <p>(2) 掘下げ採取を計画している場合は、その採取が終了した時点での状況を示す「28-2. 最終採掘終了図」を提出すること。</p> <p>(3) 明示例は、平面図と同じ。</p>
29	埋戻し用土砂搬入契約書等（写）		<p>(1) 「27. 跡地整理計画書」に記載された埋戻し用土砂の外部搬入分の根拠となる契約書等の写と、その土砂発現場の写真等を提出する。</p>

番号	書類名	様式・縮尺等	記載要領等
30	植栽定規図	1 / 500 以上	<p>(1) 「27. 跡地整理計画書」に記載された緑化計画、及び今回認可申請期間内の植栽計画の詳細図である。</p> <p>(2) 客土の厚さ、客土の土留方法、植栽の方法、植栽樹種、樹高、樹間、及び配置等が判断できるものであること。</p> <p>(3) 植栽規模の小さいものは、提出を省略することができる。</p>
31	他法令許可認可等処分調書	別紙様式 7	<p>(1) 砂利採取、洗浄の事業に関し、他行政庁の許可、認可等を受ける必要がある場合に、それらの法令名、及び許認可の事実について記入する。</p> <p>(2) 処分種別欄は、「許可」「認可」「変更認可」「届出」等とし、「届出」の場合は、処分年月日、処分番号をそれぞれ受理年月日、受理番号と読みかえる。</p> <p>(3) 現に有効な許可等が、「部分的な変更許可等」である場合は、変更の基である許可等を記入すること。</p>
32	他法令許可・認可書等（写）		<p>(1) 「31. 他法令許可認可等処分調書」に記載した許認可等のすべての許認可書、及び受理された届出書の許認可条件までを含めた写しを提出する。</p> <p>(2) 図面等が無いと重要な部分の判断ができない場合は、図面等の写も提出させることがある。</p>
33	その他		<p>(1) 公害防止等の協定書等がある場合は、その写しを提出すること。</p> <p>(2) その他、特に指示するもの。</p>
<p>[備考]</p> <p>1. 上記のうち、該当しないもの及び必要ないものについては提出しないことができる。</p> <p>2. 提出書類の中で写でよいとされている書類であっても、必要に応じて原本の提示を求めることがある。</p> <p>3. 明示例で、○着色と指定されている場合でも、着色の部分が広い場合などは、明確に判断できる範囲内で、部分的な着色で処理することができる。</p> <p>4. 現行の認可に引き続いて、計画認可申請をする場合は、現行の認可内容と、今回申請する内容の変更点の概要資料を添付すること（様式自由）</p>			